

令和7年度介護職員初任者研修実施要項（学則）

社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会

①事業所名称 所在地 連絡先	社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844-1 0267-45-8113
②研修目的	介護予防、生活支援サービス及び介護業務に従事できる担い手を養成するため
③研修の名称・方法	介護職員初任者研修・通学制
④研修日程	別紙参照
⑤研修カリキュラム	別紙参照
⑥研修会場	講義・演習 会場 木もれ陽の里内（デイサービス食堂 等） 所在地 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4844-1
⑦受講対象者と受講手続き	受講対象者 ・介護職員初任者研修の資格取得希望の町内在住又は在勤の方 ・近隣市町村在住の方（御代田、小諸市、佐久市等） ・全日程参加可能な方  受講手続き 定 員 10名（町内在住の方を優先します） ※受講者数が3人未満の場合は研修を中止する 募集期間 9月10日（水）から10月6日（月）まで 申込方法 申込書提出及び費用をお支払い 申込の際には公的証明書にて本人確認を実施
⑧研修費用	町内在住の方、在勤の方 20,000円（テキスト代込み） 近隣市町村在勤の方 30,000円（テキスト代込み） いったん納入していただいた受講料はお返しできません
⑨使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト 中央法規出版
⑩実習施設	軽井沢町社会福祉協議会 通所介護事業所 軽井沢町社会福祉協議会 訪問介護事業所 軽井沢町社会福祉協議会 小規模多機能型居宅介護事業所
⑪各科目の講師名一覧	別紙参照

<p>⑫修了評価の取り扱い</p>	<p>(1) 技術評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術の習得度を評価することとし、修了評価は長野県介護員養成研修指定基準に定める「修了時の評価ポイント」沿って評価を行う</p> <p>(2) 筆記試験 全教科の修了時に1時間程度の筆記試験を行う</p> <p>修了評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上が評価基準を満たしているものとする</p> <p>評価基準（100点を満点評価とする）</p> <p>A = 90点以上、B = 80～89点、C = 70～79点、D = 70点未満</p> <p>修了時の評価ポイントに示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に到達するまで再評価を行う</p>
<p>⑬科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>受講申請書に実務経験を記入し、長野県介護員養成研修指定基準に定める「科目免除の取り扱い」にもとづいて免除の取り扱いをする</p>
<p>⑭欠席の取り扱い</p>	<p>欠席の取り扱いについては理由の如何に関わらず研修開始時刻から15分以上遅刻した場合には必ず欠席届を提出する</p>
<p>⑮研修を欠席した者に対する補講の実施方法、補講に係る費用等の取り扱い</p>	<p>全日程参加できる方を対象とするが、やむを得ない理由で欠席される方については下記の手順で補講を実施する</p> <p>(1) 長野県内の他の介護職員初任者研修実施機関・団体にて、欠席された科目を受講する</p> <p>その際の補講費用は実施機関・団体の規定に沿い、自己負担とする</p> <p>(2) 上記の調整がつかない場合のみ本会で補講を行う</p> <p>その際の補講費用は一時間あたり500円とする</p> <p>(補講人数や時間、講師の予定等を考慮し、補講ができない場合がある)</p> <p>(3) (1)(2)の方法がとれない場合は次回開講される本会の研修に参加する</p> <p>その際の補講費用は一時間あたり500円とする</p> <p>※修了試験の補講・再試験については本会で実施し、その際の補講費用はかからないものとする</p>
<p>⑯受講の取り消し</p>	<p>次に該当する者は受講を取り消すことができる</p> <p>(1) 学習意欲にかけ修了の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 研修の秩序を乱しその他の受講者としての本分に反した者</p>

⑰修了証明書の交付	修了評価の取り扱いにより修了を認定された者には当法人において修了証明書を交付する
⑱研修責任者	事務次長法人統括長 佐藤 友晴
⑲苦情対応窓口	総務係長 山辺 修一 0267-45-8113
⑳情報の公開	ホームページ ( <a href="http://www.karuizawashakyo.com/">http://www.karuizawashakyo.com/</a> ) において開示する